

資料 2 - 2

外国人美容師の就労についての特区認定要望書

東京都美容生活衛生同業組合 理事長 金内光信

要望の趣旨

アジア各国の多くの美容師あるいは美容師を目指す人々が、世界のトップレベルにある日本の美容を学びたいと望んでいる。

日本の美容技術が世界のトップレベルにあるのは、過去苦勞して美容の先進国に学んだ諸先輩たちのおかげであり、その成果を今、アジアの国々に分かつときが来ている。現在、年間 200 名以上の留学生が日本で美容学校を修了し、美容師国家資格を取得している。しかし、日本の法律では外国人に日本の美容師国家資格を与えながら、その就労は認めないという矛盾が起きており、先進国として「美容鎖国」の状況にある。

百人百様の人間に対し、様々なヘアスタイルをデザインし、それを施すデザイナーである美容師は国家資格を有しなければならないものであり、決して単純労働の類ではなく、今やその国の文化であり、時には芸術の域に達する極めて付加価値の高い仕事である。

外国人美容師就労による問題点

- ・民間の企業や人手不足の解消を目的に外国人美容師の就労を求める任意団体の要望に基づいて、この規制を緩和することは極めてリスクが大きいものと思料される。
- ・日本人と同等または同等以上の労働条件、サロンの受け入れ態勢と雇用環境整備、サロンでの教育体制が確立されなければ、様々な問題発生時に国家間の信頼・信用に影響を及ぼすと危惧される。
- ・利益団体や一般企業に外国人美容師就労にかかわる管理団体としての機能を与えた場合、その企業の利益の供与に優先される場合が危惧され消費者や、外国人美容師、美容業界に公平な配慮と実行がなされない危険がある。

東京都美容組合の提案

国(厚労省)及び東京都行政と強い連携と協力体制を持ち、半ば公的立場にある東京都美容生活衛生同業組合が外国人美容師の東京都内での就労を可能とする特区申請をいたしたい。

東京都美容生活衛生同業組合は唯一国が認可している公的立場に最も近い美容室経営者の組合団体であり、美容生活衛生同業組合は一企業でもなく利益を追求する団体でもなく、また、組合員のみのものでなく、常に美容業全体を俯瞰し、業の振興発展と

美容師の資質向上に努めている立場にある。

東京都美容生活衛生同業組合は、外国人美容師を受け入れるサロンを指導し教育する管理団体としては最も適合しており、予測される諸問題の発生防止と事業の管理、運営に適正に対応できる。

管理団体の実施事項

美容組合が管理団体として外国人美容師の受け入れ機関となる各ヘアサロンの指導・管理を行う。外国人美容師の受け入れサロンについては下記の条件を満たすことを必要とする。

- イ、社会保険（最低でも労働保険・健康保険）に加入していなければならない。
- ロ、外国人美容師の報酬などの雇用条件は日本人が従事する場合と同等、もしくは同等以上でなければならない。
- ハ、外国人美容師の受け入れを希望する企業の経営者もしくは店主・店舗管理者は管理団体が実施する外国人美容師の適正雇用に関する講習を受けなければならない。
- ニ、外国人美容師の受け入れを希望する企業の経営者もしくは店主・店舗管理者は定期的に開催する受け入れサロンの連絡会議に参加しなければならない。
- ホ、外国人美容師の受け入れを行った企業の経営者もしくは店主・店舗管理者は当管理団体の指定する、ヘアデザイナー養成カリキュラムに沿った技術実習・教育訓練をし、養成の実行とその報告書の提出を果たすこと。
- ヘ、外国人美容師の受け入れを行った企業の経営者もしくは店主・店舗管理者は、雇用した外国人美容師を当管理団体が行う技術講習及び各種講習に参加させなければならない。
- ト、外国人美容師の受け入れを行った企業の経営者もしくは店主・店舗管理者は外国人美容師の従事報告を入国管理局に報告しなければならない。
- チ、外国人美容師の受け入れを希望する企業は、当管理団体を通じて、就労を希望する外国人美容師の求人を行なうものとする。

この提案による効果

- 1、法の矛盾の解消
- 2、日本の美容の高い思想・文化・技術の海外への移転と普及による国際貢献、海外への日本文化の浸透、クールジャパン人材の受入れ、そして、海外での日本製美容商材の需要拡大に貢献できるものと考える。
- 3、外国人との共生社会が実現するとともに、増加する外国人観光客の美容サービスインバウンド需要へのより円滑な対応が可能となり、需要拡大が期待できる。